

**海上における船舶のための共通通信システムの在り方
及び普及促進に関する検討会
報告書（案） 概要**

平成20年12月25日

船舶の安全航行のための海上無線通信の現状と課題

現状

大型船舶

SOLAS船

国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事するその他の船舶（総トン数300t以上）

非SOLAS船

総トン数100t以上の船舶



国際条約



国内法

国際VHF機器の装備を義務付け

DSC付（デジタル化）国際VHF機器の設置が義務付け

小型船舶

総トン数100t未満の船舶（小型漁船、レジャー船など）



機器の設置は任意

【現状】

小型漁船 ⇒ 27MHz帯、40MHz帯機器

レジャー船 ⇒ マリンVHF機器、携帯電話

課題

船舶の規模・船種を問わない相互の通信ができない

旅客船



貨物船



レジャー船



漁船



小型船舶は、デジタル化等の最新の技術成果が取り入れられていない

- ・音声のみの通信しかできない
- ・遭難緊急時にボタン一つで通信可能なDSCが使用できない

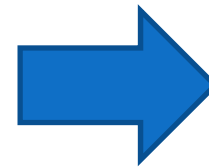
船舶共通通信システムの早期導入

DSC等のデジタル化機器の普及促進

基本的考え方

基本要件

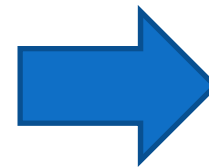
- ・船舶の規模・船種を問わずすべての船舶間で共通の通信システムとして利用できること
- ・外国船との交信も可能なように世界共通の周波数を使用するものであること
- ・迅速な危険回避行動をとるために、他者(海岸局等)を介する必要なく、船舶間で直接交信することが可能であること



国際VHF機器を基本

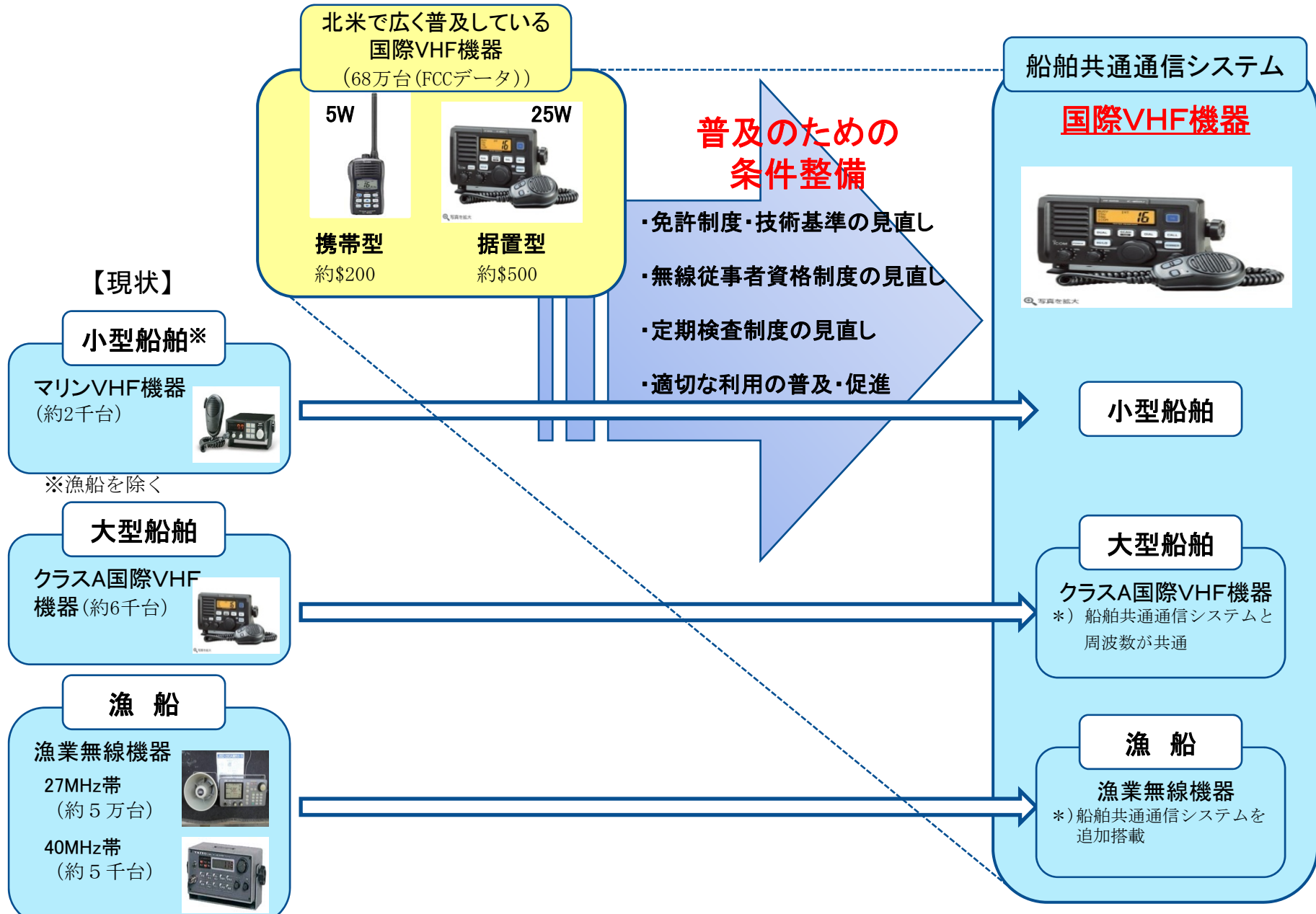
普及促進方策

- ・高度な知識・技能がなくても操作可能なものであり、簡易な資格で運用できること
- ・安価に購入でき、維持に要する費用が少なくすむなど運用に当たっての経済負担が軽いこと



北米等を中心に広く普及している安価な機器を国内でも使用可能とする

船舶共通通信システム導入の進め方



免許制度・技術的条件の見直し

技術基準の見直し

- 受信性能を要件から外す
- ATIS機能の任意化

北米等の安価な機器が流通可能

技術基準適合証明の対象

- 技術基準適合証明に必要な基準の整備
(例)DSCの基準

免許手続の簡易化

DSC付き機器の柔軟な取扱い

- DSC付き国際VHF機器を無線電話のみとして使用することを認める

DSCの普及
(三海特資格者が二海特資格を取得した場合にDSCを活用)

無線従事者資格制度の見直し



第三級海上特殊無線技士の操作範囲拡大

空中線電力を5Wから25Wに拡大



簡易な資格でより長い電波の到達距離を確保



第二級海上特殊無線技士資格取得の緩和

第三級海上特殊無線技士が一定の条件(経歴年数又は1日程度の講習)を満たすことにより、第二級海上特殊無線技士の資格を取得



DSCの活用を促進

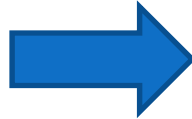
定期検査制度の見直し

現在

3年に1回定期検査が必要



携帯型
5W以下



定期検査不要



据置型
25W以下



検査の周期を3年から5年に延長

適切な利用の促進

運用マナーの向上

- ・運用マナーの確保は船舶航行の安全確保のために極めて重要
- ・ユーザー団体、業界、行政が一体となった運用マナーの向上に向けて取り組む

共通呼出チャンネルの聴守慣行の確立

- ・国際VHF機器を設置するすべての船舶に対し、共通呼出チャンネル(ch16)の聴守励行を徹底